

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>保谷志木線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>志木市本町一丁目二四八三番一地先から 同市本町一丁目二四八三番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年二月十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十九年九月二十一日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長九・五三メートル</p>